（平成三十年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　平成三十年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万五千八百九十五円四十三銭」とあるのは「四万六千九百五十円五十九銭」と、「0.37651607 3」とあるのは「0.38045321 8」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇八六九三九八三四五九五」とあるのは「〇・〇九一六〇九五六九八一八三」と、「0.000000727626 1」とあるのは「0.000000742336 9」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千四百七十二円五十一銭」とあるのは「一万千四百五十七円十二銭」と、「〇・〇二一〇七〇二一八五六一」とあるのは「11,457円12銭」と、「0.022070228561」とあるのは「0.022251733035」とし、同条第四項中「一万四千九十四円九十四銭」とあるのは「一万三千八百十三円四十五銭」と、「〇・〇一九〇三七〇三二八〇三」とあるのは「〇・〇一九四六四七八二一一一」と、「14,094円94銭」とあるのは「13,813円45銭」と、「0.019037032803」とあるのは「0.019464782121」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、平成三十年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省令第三十九号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第五項及び第三十五条第五項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の九の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

厚生労働大臣　根本　匠

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（概算加入者調整率の算定方法） **第九条**　（略） 2　（略） 3　概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額 イ　（略） ロ　各保険者に係る法第三十四条第四項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額 二　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額 イ　（略） ロ　各保険者に係る法第三十四条第四項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額	（概算加入者調整率の算定方法） **第九条**　（略） 2　（略） 3　概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 一　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額 イ　（略） ロ　各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額 二　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額 イ　（略） ロ　各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額（被用者保険等保険者にあっては、当該額に前条に規定する概算額補正率を乗じて得た額）に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（平成二十九年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割額及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　平成二十九年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該市町村の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「第一項第一号イ中「四万四千三百六十五円二十銭」とあるのは「四万四千三百六十四円三十九銭」と、「0.3820」とあるのは「0.3787」と、「577円1銭」とあるのは「658円68銭」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該市町村の基礎賦課基準応益割額」と、「当該市町村の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「第一項第一号ロ中「〇・〇八七七二五」とあるのは「〇・〇八四七三七」と、「0.0000007 43」とあるのは「0.0000007 16」と、「0.001974」とあるのは「0.002102」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該市町村の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千三百八十六円」とあるのは「一万千三百三十九円九十一銭」と、「〇・〇二一一四三四七二一〇〇」とあるのは「〇・〇二一七一六四〇八三九九」とし、「11,386円」とあるのは「11,339円91銭」と、「0.022143472100」とあるのは「0.021716408399」とし、同条第四項中「一万四千四十七円七十一銭」とあるのは「一万三千四百八十二円九十九銭」と、「〇・〇一九五七二八五五二七五」とあるのは「〇・〇一九八四五六五六一六三二二二」と、「14,047円71銭」とあるのは「13,482円99銭」と、「0.019572855275」とあるのは「0.019845616322」とする。